平成２７年（フ）第６０６号
福岡市南区長住３丁目25番507号
債務者　石井　照子（旧姓梶）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７９号
仙台市青葉区子平町９番３号　コーポ志摩Ａ棟201
債務者　鈴木　康司
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９３号
茨城県水戸市松が丘１丁目５番36号　松が丘レジデンス205号
債務者　茅根　直人
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２４号
茨城県ひたちなか市大字三反田3326番地　県営三反田アパート13棟３階１号
債務者　細貝　圭子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５９号
茨城県稲敷郡阿見町中央７丁目22番６号　旭ルーミー富士21―201
債務者　横瀬　勇二
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
長野県上水内郡飯綱町大字豊野１番地110　Ｂ―207
債務者　久保田　譲
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
長野県下高井郡木島平村大字往郷1145番地
債務者　小林千賀子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土179番地　インペリアル伏見306号、前住所静岡県沼津市大岡3147番地の８　メゾン御所ヶ原303
債務者　小野　千代
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２５９号
京都市西京区大枝西長町９番地33
債務者　谷口　純子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
兵庫県姫路市西庄甲34番地１　玲巧ハイツ２102
債務者　石堂　洋平
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１１１号
兵庫県姫路市西庄甲34番地１　玲巧ハイツ２102
債務者　石堂　　穂
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１４３号
兵庫県姫路市白浜町字佐崎北１丁目487番地33パールハイツ201号室
債務者　井神　晴美（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２６３号
広島県廿日市市峠90番地35
債務者　志和橋　榮
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６４号
広島市中区大手町４丁目５番22―201号
債務者　田中　裕人
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３００号
広島市東区福田１丁目166番地３
債務者　藤川　幸江
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９号
山梨県西八代郡市川三郷町上野628番地
債務者　佐野　寿幸
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
福島県郡山市富久山町久保田字岡ノ城３番地の２
債務者　坂上　洋子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係